

手続名

在宅高齢者支援事業（老人介護手当支給事業）利用申請手続

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課（049-251-2711 内線 396）

手続説明

- ・概要
住民票上同一世帯で、在宅で高齢者を介護している方に月5,000円を支給します。
 - ・支給対象者：次のいずれにも該当する高齢者を介護している方
 - ①要介護3～5の状態であると認定されていること。
 - ②介護保険料の賦課が第1～3段階であること。
 - ③特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護を受けていないこと。
 - ④地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設に入所していないこと。
- ※自宅で介護している日数の要件があります。

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/maina
 - 【訪問調査時本人確認書類の例】
 - ・介護保険被保険者証
- 調査後、以下の申請書をご記入していただくことになります。
- ・老人介護手当支給申請書

手続詳細URL<http://www.city.fujimi.saitama.jp/25kenko/04koureisya/service/2010-0511-1931-136.html>

出張所での取扱い

なし

木曜延長・休日開庁の取扱い

なし